

# 別添 2

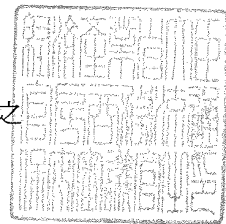
## 経済産業省

20161216 商局第 2 号

平成 28 年 12 月 27 日

一般社団法人全国 LP ガス協会  
会長 北嶋 一郎 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係  
政省令の運用及び解釈についての一部改正について

上記の件について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係  
政省令の運用及び解釈について（20140901 商局第 3 号）の一部を別紙のとおり改  
正したので通知します。

つきましては、貴団体傘下の関係団体及び会員に周知をお願いします。



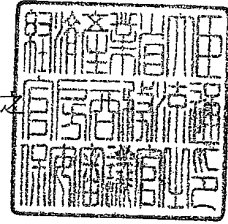
# 経済産業省

20161216 商局第2号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月27日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20140901商局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規程による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について第132条（報告）関係の規定による保安業務実施状況報告は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度について適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

○別添1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第27条 (保安業務を行う義務) 関係</p> <p>1. . 2. (略)</p> <p>3. 第1項第3号の規定による周知は、<u>液化石油ガスによる災害の発生の防止に</u>関し必要な事項について実施するものである<u>ので、できるだけ一般消費者等に対し当該内容を理解できるように説明するよう指導されたい。</u></p> <p>4. (略)</p>	<p>第27条 (保安業務を行う義務) 関係</p> <p>1. . 2. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3. (略)</p>

○別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について (傍線部分は改正部分)

改正案

第27条 (周知の内容) 関係

1. 本条の周知の内容は、以下の表に掲げるところによる。

事項	例
(略) 前各号に掲げるもののほか、液化石油ガスによる災害の発生防止に必要な事項	(略) (1) 三又 (一般消費者等が三又を知らない場合には、三又の図画、写真又は現物を呈示する等により一般消費者等に三又の認識をもたせること。) の使用を避けること。 (2) (略) (3) (略) (4) 第38条の2 (周知の方法) 及び第38条の3 (保安機関による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法) 関係4. に規定する大規模料理飲食店等の管理者は、LPガス保安連絡担当者を通じ、周知内容の理解を従業員に徹底させること。

2. 周知に際しては、ガス漏れ警報器、不完全燃焼警報器又は集中監視システムの紹介その他の事故防止対策に係る事項を、併せて通知するよう指導されたい。

第38条の2 (周知の方法) 及び第38条の3 (保安機関による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法) 関係

1. 第38条の2第1項及び第2項中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとする

現行

第27条 (周知の内容) 関係

1. 本条の周知の内容は、以下の表に掲げるところによる。

事項	例
(略) 前各号に掲げるもののほか、液化石油ガスによる災害の発生防止に必要な事項	(略) (1) 三又 (消費者が三又を知らない場合には、三又の現物を呈示する等により消費者に三又の認識をもたせること。) の使用を避けること。 (2) (略) (3) (略) (4) 大規模料理飲食店等施設の管理者は、LPガス保安連絡担当者を通じ従業員に周知事項を徹底させること。

2. 周知すべき事項を記載する書面には、ヒューズガス栓、自動ガス遮断装置等の普及促進のためのPR、リーナス制度の紹介等消費設備の事故防止対策に係る事項を記載する欄を設けるように指導されたい。

第38条 (周知の方法) 関係

1. 「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。ただし、液化石油

ときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらないこととする。

(削る)

2. 供給開始時に行う周知は、保安の観点から必ず一般消費者等が液化石油ガスを使用する前に行うよう徹底されたい。

3. 第38条の2第1項又は第2項に規定する書面を配布する方法又は第38条の3第1項に規定する情報通信技術を利用する方法により周知事項を提供する際には、業務用施設における一般消費者等とその他一般消費者等とを区分して行うよう指導されたい。

なお、料理飲食店、旅館、ホテルその他の施設（以下「料理飲食店等」という。）であって、小型容器（内容積が20リットル未満の容器をいう。）の最大保有数量が5本以上である者に対しては、当該小型容器の使用上の注意事項、保管方法等について、併せて周知させることとする。

4. 周知内容の理解及び日常の安全管理の徹底を図るため、次の事項について保安機関及び液化石油ガス販売事業者を指導されたい。

① 保安機関は、液化石油ガス販売事業者と連携し、1時間当たりの使用最大流量が3立方メートル以上のガスメーターを設置し、かつ、従業員が10人以上の料理飲食

ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらないこととする。

2. 「配布」については、「手交」することを要求するものではないが、本条は災害の発生の防止のために必要な事項を周知させることとしたものであるので、できるだけ消費者等に直接「手交」するよう指導されたい。

3. 供給開始時に行う周知は、保安の観点から必ず供給開始前に行うよう徹底されたい。

4. 周知すべき事項を記載した書面は、業務用施設における消費者に対するものと、その他一般消費者に対するものとを区分して作成するよう指導されたい。

なお、料理飲食店、旅館、ホテル等の施設（以下「料理飲食店等施設」という。）であって、小型容器（内容積が20リットル未満のもの）の最大保有数量が5本以上であるものに対しては、小型容器の使用上の注意事項、保管方法等を記載した書面を併せて交付し、周知させることとする。

5. 周知事項及び日常の安全管理の徹底を図るため、次の事項について保安機関及び販売事業者を指導されたい。

① 保安機関は販売事業者と連携し、「1時間当たりの使用最大流量が3立方メートル以上のガスメーターを設置し、かつ、従業員が10人以上の料理飲食店等施設（以

店等（以下「大規模料理飲食店等」という。）の管理者が液化石油ガス販売事業者との連絡窓口として「LPガス保安連絡担当者」を選任するよう要請するとともに、当該担当者の氏名を保安台帳に記載する。

- ② 保安機関は、大規模料理飲食店等の「LPガス保安連絡担当者」に対し、当該担当者を通じ、周知内容の理解を従業員に徹底するよう要請する。
- ③ 保安機関又は液化石油ガス販売事業者は、大規模料理飲食店等における安全管理の具体策を記した「LPガス安全管理マニュアル」を作成する。

- ④ 保安機関は、大規模料理飲食店等の管理者が「LPガス保安連絡担当者」を選任した場合には、遅滞なく、「LPガス安全管理マニュアル」を当該担当者に手交し、大規模料理飲食店等の安全管理の徹底を図るよう要請する。
- ⑤ 保安機関は、大規模料理飲食店等以外の業務用施設の管理者に対しても、当該管理者を通じ、周知内容の理解を従業員に徹底するよう要請する。

下「大規模料理飲食店等施設」という。）の管理者に対し、当該管理者が販売事業者との連絡窓口として「LPガス保安連絡担当者」を選任し、当該担当者を通じ周知事項を従業員に徹底するよう要請するとともに当該担当者の氏名を保安台帳に記載する。

なお、保安機関は、大規模料理飲食店等施設以外の業務用施設の管理者に対しても、周知事項を従業員に徹底するよう要請する。

（新設）

- ② 保安機関又は販売事業者は、大規模料理飲食店等施設における安全管理の具体策を記した「LPガス安全管理マニュアル」を作成し、これをLPガス保安連絡担当者に手交し、大規模料理飲食店等施設の安全管理の徹底を図るよう要請する。

（新設）

（新設）

改正案

第132条（報告）関係

様式2  
保安業務実施状況報告  
年 月 日  
氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名  
認定番号  
住所  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。  
1. (略)  
2. 保安業務実施状況  
事業所の名称  
事業所の所在地  
保安業務資格者の数  
人(うち、保安業務に係る技術的能力の基準等を定める告示(平成9年通商産業省告示第1  
22号)第2条第1号又は第2号に規定する数  
人)

保安業務の区分	保安業務に係る一般消費者等の数		保安業務を行うべき数	当該事業年度に保安業務を実施した数
	保安業務計画書に記載した数	保安業務を行うべき数		
1. 供給開始時点検・調査	戸	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸) うち再調査 戸(戸)
2. 容器交換時等供給設備点検	戸	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸) うち拒否数 戸(戸) 当年調査 戸(戸) うち完了数 戸(戸) 拒否数 戸(戸) 不在数 戸(戸)
3. 定期供給設備点検	戸	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸) 当年再調査 戸(戸) うち完了数 戸(戸) 拒否数 戸(戸) 不在数 戸(戸)
4. 定期消設備点検	戸	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸) うち再調査 戸(戸) 電子メール 戸(戸) ファイル記録 戸(戸) 記録媒体 戸(戸)
5. 周知	戸	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸)
6. 緊急時対応	戸	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸)
7. 緊急時連絡	戸	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸)

3. (略)  
(備考) 1～3 (略)

現行

第132条（報告）関係

様式2  
保安業務実施状況報告  
年 月 日  
氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名  
認定番号  
住所  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。  
1. (略)  
2. 保安業務実施状況  
事業所の名称  
事業所の所在地  
保安業務資格者の数  
人(うち、保安業務に係る技術的能力の基準等を定める告示(平成9年通商産業省告示第1  
22号)第2条第1号又は第2号に規定する数  
人)

保安業務の区分	保安業務に係る一般消費者等の数		保安業務を行うべき数	当該事業年度に保安業務を実施した数
	保安業務計画書に記載した数	保安業務を行うべき数		
1. 供給開始時点検・調査	戸	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸) うち再調査 戸(戸)
2. 容器交換時等供給設備点検	戸	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸) うち拒否数 戸(戸) 当年調査 戸(戸) うち完了数 戸(戸) 拒否数 戸(戸) 不在数 戸(戸)
3. 定期供給設備点検	戸	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸) 当年再調査 戸(戸) うち完了数 戸(戸) 拒否数 戸(戸) 不在数 戸(戸)
4. 定期消設備点検	戸	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸) うち再調査 戸(戸) 電子メール 戸(戸) ファイル記録 戸(戸) 記録媒体 戸(戸)
5. 周知	戸	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸)
6. 緊急時対応	戸	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸)
7. 緊急時連絡	戸	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸)

3. (略)  
(備考) 1～3 (略)